

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規程（平成29年告示第19号）新旧対照表

（第1条関係）

改正案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護員等 指定訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第3条第1項第1号</u>に定める者をいう。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第25条 指定訪問サービス事業所の管理者は、当該指定訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次<u> </u>に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 介護予防支援等を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u></p> <p><u>(4)～(9)</u> (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護員等 指定訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第3条</u> <u> </u>に定める者をいう。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第25条 指定訪問サービス事業所の管理者は、当該指定訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次<u>の各号</u>に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)～(8)</u> (略)</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="190 288 495 320"><u>(不当な働きかけの禁止)</u></p> <p data-bbox="159 341 1106 515"><u>第32条の2 指定訪問サービス事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、介護予防支援等を行う者又は事業対象者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</u></p>	<p data-bbox="1178 288 1258 320">(新設)</p>